(19)日本国特許庁（ＪＰ）　(12) 公開実用新案公報（Ｕ）　(11)実用新案出願公開番号

実開平7－19206

(43)公開日　平成７年(1995)４月７日

(51)Int.Cl.[6]	識別記号	庁内整理番号	ＦＩ	技術表示箇所
Ｂ６５Ｆ　1/00	Ｓ			
1/16				

審査請求　未請求　請求項の数１　ＦＤ　（全 ２ 頁）

(21)出願番号　実願平5－53948

(22)出願日　平成５年(1993)９月９日

(71)出願人　390027203
株式会社中川製作所
埼玉県蕨市錦町２丁目５番21号

(72)考案者　一　色　譲
埼玉県蕨市錦町２丁目５番21号　株式会社中川製作所内

(72)考案者　袖　山　宏
埼玉県蕨市錦町２丁目５番21号　株式会社中川製作所内

(74)代理人　弁理士　林　宏　（外１名）

(54)【考案の名称】　生ゴミ用容器

(57)【要約】

【目的】　容器内外の通気が確保されているにも拘らず悪臭の漏出がなく、且つ雨水が内部に流入することもない生ゴミ用容器を得る。

【構成】　生ゴミ用容器の蓋体２に、容器内外を連通する通気路を兼ねる脱臭剤収容部３を形成し、該脱臭剤収容部に脱臭剤４を交換可能に収容すると共に、該脱臭剤収容部３における容器外側の開口部を開閉自在とした。

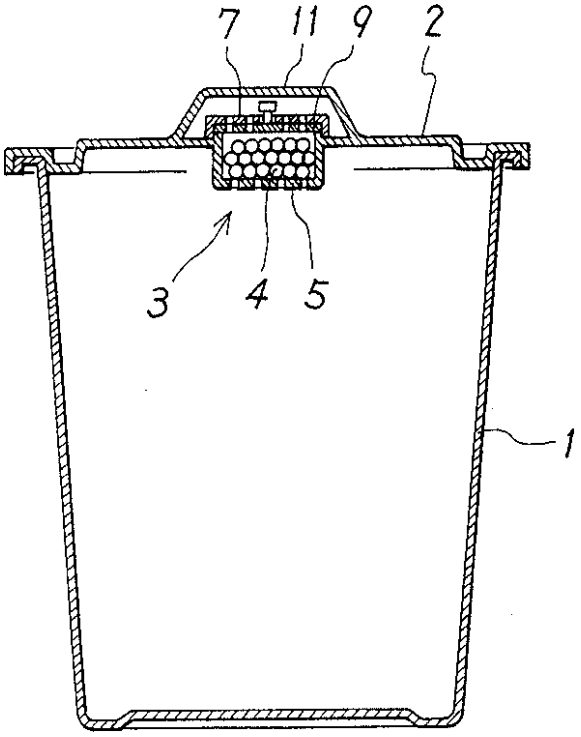

1

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項１】　生ゴミを入れるための容体と、該容体を開閉する蓋体とからなり、該蓋体に、容器内外を連通する通気路を兼ねる脱臭剤収容部を形成し、該脱臭剤収容部に脱臭剤を交換可能に収容すると共に、該脱臭剤収容部における容器外側の開口部を開閉自在としたことを特徴とする生ゴミ用容器。

【図面の簡単な説明】

＊

2

＊【図１】本考案の一実施例を示す断面図である。

【図２】図１の要部拡大図である。

【図３】図２の平面図である。

【図４】本考案の別実施例を示す平面図である。

【符号の説明】

１　容体	２　蓋体
３　脱臭剤収容部	６　脱臭剤
８，１０　孔	

【図１】

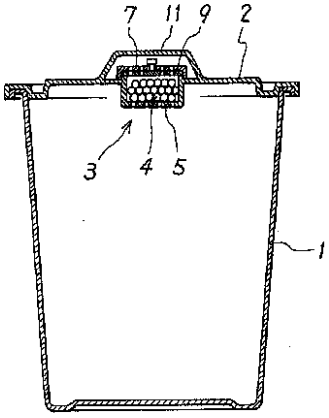

【図２】

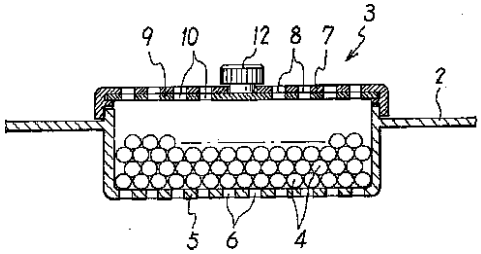

【図３】

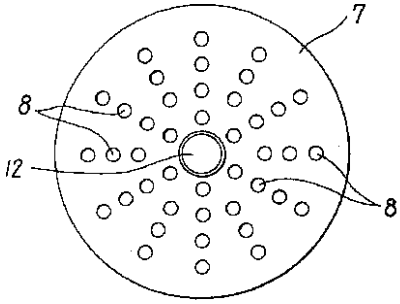

【図４】

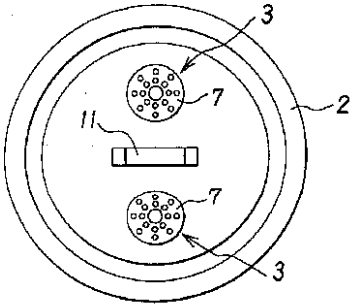

【考案の詳細な説明】

【０００１】

【産業上の利用分野】

本考案は、一般家庭の台所やレストランの厨房等から発生する生ゴミを収容するための、生ゴミ用容器に関するものである。

【０００２】

【従来の技術】

一般家庭の台所やレストランの厨房等から発生する生ゴミの廃棄には、通常、合成樹脂製の容体と蓋体とからなる生ゴミ用容器が使用され、発生した生ゴミが該容器に一旦収容されたあと、ゴミ収集車によって回収される。

【０００３】

ところが、生ゴミ回収のサイクルは通常２～４日であるため、この間に発生した生ゴミは容器内に蓄積されたまま放置されることになり、この結果、生ゴミが容器内で腐敗して悪臭を発生し、この悪臭が容器から漏出して不快感を及ぼしたり、環境汚染を招き易いという問題がある。特に、容器に蓋をすると、通気性が悪くなるため生ゴミの腐敗が早く進行し、生ゴミ投入のために蓋を開放する度に悪臭が外部に漏出することになる。

【０００４】

従って、生ゴミの腐敗を防止するためには、容器内外の通気性を保つようにすることが望ましいが、通気口を設けて内外の空気が自由に出入りできるようにすると、たとえ容器内の生ゴミが腐敗していない状態にあったとしても、色々な種類の生ゴミが一つの容器内で混じり合うだけで悪臭を発するため、その悪臭が通気口を通じて外部に漏出することになり、これに腐敗が加わると、漏出する悪臭は更に強いものとなる。しかも、雨天時にゴミ回収のために容器を戸外に出しておくような場合に、通気口を通じて雨水が容器内に流入するなどの不都合も生じ易い。

【０００５】

【考案が解決しようとする課題】

本考案の課題は、容器内外の通気性が十分に確保されているにも拘らず悪臭の

漏出がなく、且つ雨水が内部に流入することもない生ゴミ用容器を提供することにある。

【０００６】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するため、本考案の生ゴミ用容は、生ゴミを入れるための容体と、該容体を開閉する蓋体とからなり、該蓋体に、容器内外を連通する通気路を兼ねる脱臭剤収容部を形成し、該脱臭剤収容部に脱臭剤を交換可能に収容すると共に、該脱臭剤収容部における容器外側の開口部を開閉自在としたことを特徴とするものである。

【０００７】

【作用】

脱臭剤収容部における容器外側の開口部を開放しておくことにより、容器内外の通気が良好に確保され、容器内の生ゴミの腐敗が生じにくい。このとき、容器内の空気が該脱臭剤収容部を通って外部に流出しても、それに含まれる悪臭が脱臭剤により取り除かれ、無臭化することになるため、悪臭が周囲に拡散するようなことはない。

雨天時に容器を戸外に出しておくような場合には、脱臭剤収容部における容器外側の開口部を閉じることにより、雨水が容器内に流入するのを防止することができる。

【０００８】

【実施例】

以下、本考案の一実施例を図面に基づいて詳細に説明するに、図１に示す生ゴミ用容器は、生ゴミを入れるための有底筒状をなす容体１と、該容体１を開閉する着脱自在の蓋体２とからなり、それぞれ合成樹脂により形成されている。

【０００９】

上記蓋体２の適所には、容器の内外を連通する通気路を兼ねる脱臭剤収容部３が形成され、該脱臭剤収容部３内に脱臭剤４が交換可能に収容されている。該脱臭剤収容部３は、図２及び図３からも明らかなように、脱臭剤４が通り抜けられない大きさの多数の孔６を備えた多孔の隔壁５を介して容器の内部と連通し、容

器の外部とは、多数の孔８を備えた多孔のキャップ７を介して連通しており、着脱自在に被着された該キャップ７の内面には、該キャップ７と同様に穿孔された多数の孔１０を有する多孔の開閉板９が回転自在なるように取り付けられ、摘み１２で該開閉板９を一定角度だけ回転させることにより、キャップ７の孔８を開閉できるようになっている。即ち、図２のようにキャップ７の孔８と開閉板９の孔１０とが重なる位置に該開閉板９を回転させると、キャップ７の孔８が開口して脱臭剤収容部３が容器の外に連通し、キャップ７の孔８と開閉板９の孔１０とがずれた位置に該開閉板９を回転させると、該キャップ７の孔８が閉塞して脱臭剤収容部３が外部から遮断される。

【００１０】

上記脱臭剤４としては、臭気を吸収、分解、酸化等により取り除くことができるもので、上記脱臭剤収容部３に収容可能な任意のものを使用することができ、例えば、粉状や粒状或は繊維状の活性炭、製紙用パルプと三価鉄イオンとの錯体からなる粒状の人工酸化酵素（酸化触媒）等を好適に使用することができ、これらを脱臭剤収容部３に直接収容するか、又は網袋や多孔の容器に入れた状態で収容する。

【００１１】

また、蓋体２に設ける上記脱臭剤収容部３の数や位置等は任意であって、図１では、蓋体２の中央部の把手１１がある位置に一か所だけ設けているが、図４に示すように、蓋体２の中心よりも外側に寄った位置に複数設けることもできる。また、脱臭剤収容部３の最適な大きさ（容積）は、生ゴミ用容器の容積や脱臭剤４の脱臭能力等によっても異なるが、レストラン等において通常使用されている大きさの容器の場合には、脱臭剤４として活性炭や人工酸化酵素を用いる場合、１００～５００ｃｍ^3 もあれば十分である。勿論、これ以外の大きさであっても良いことは言うまでもない。

【００１２】

上記構成を有する生ゴミ用容器において、開閉板９でキャップ７の孔８を開口させることにより脱臭剤収容部３における容器外側の開口部を開放しておくと、容器内外の通気が良好に確保され、容器内の生ゴミの腐敗が生じにくくなる。こ

のとき、容器内の空気が該脱臭剤収容部３を通って外部に流出しても、それに含まれる悪臭は脱臭剤４により取り除かれるため、無臭化した空気だけが外部に流出することになる。

【００１３】

また、雨天時に容器を戸外に出しておくような場合には、開閉板９によりキャップ７の孔８を閉塞して脱臭剤収容部３における容器外側の開口部を閉じることにより、雨水が脱臭剤収容部３や容器の内部に流入するのを防止することができる。このとき、脱臭剤収容部３が容器内部と常時連通しているため、容器内の悪臭は脱臭剤４により除去され、容器内にこもることが少ない。更に、脱臭剤４の脱臭能力が低下したような場合にも、上記開口部を閉じることにより悪臭が外部に漏出するのを防ぐことができる。

【００１４】

脱臭機能が低下した脱臭剤４は、キャップ７を外して脱臭剤収容部３から取り出し、新しいものと交換する。このとき、キャップ７を容器の外から開閉することができるため、交換に当って蓋体２を開ける必要がない。

【００１５】

【考案の効果】

このように本考案によれば、生ゴミ用容器に通気路を兼ねる脱臭剤収容部を形成し、該脱臭剤収容部に脱臭剤を収容したことにより、容器内外の通気を良好に確保して容器内の生ゴミの腐敗を防止すると同時に、容器から該脱臭剤収容部を通じて外部に流出する悪臭を脱臭することができ、しかも、脱臭剤収容部における容器外側の開口部を開閉自在としているので、該開口部を閉じることにより、雨水が容器内に流入するのを防止することもできる。